



三重県公報

令和5年7月21日 (金)

第 432 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|--------------------|--|-----------------|-----|
| 告 示 | | | |
| 443 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 | (長寿介護課) | 2 |
| 444 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 | (同) | 2 |
| 445 | 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 | (障がい福祉課) | 2 |
| 446 | 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出 | (同) | 3 |
| 447 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定 | (同) | 3 |
| 448 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出 | (同) | 4 |
| 449 | 漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定の一部を改正する告示 | (水産振興課) | 4 |
| 450 | 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 | (道路管理課) | 4 |
| 451 | 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 | (同) | 5 |
| 公 安 委 告 示 | | | |
| 26 | 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示 | (公安委員会) | 5 |
| 27 | 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 | (同) | 5 |
| 公 告 | | | |
| | 環境影響評価準備書を作成した旨及びその縦覧並びに準備書説明会の開催 | (水資源・地域プロジェクト課) | 7 |
| | 指定管理者の募集 | (スポーツ推進課) | 8 |
| | 同件 | (同) | 9 |
| | 同件 | (同) | 10 |
| | 開発行為に関する工事の完了 | (建築開発課) | 11 |
| 特 定 調 達 公 告 | | | |
| | 一般競争入札を行う旨 | (スポーツ推進課) | 11 |

告 示

三重県告示第 443 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 7 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------|-------------------------|--------------|------------------|----------|
| 2470303476 | ジョイリハ鈴鹿道伯 | 三重県鈴鹿市道伯 5 丁目 23 番 23 号 | 伊勢湾マリン開発株式会社 | 令和 4 年 12 月 31 日 | 通所介護 |
| 2470502903 | 訪問介護いちし | 三重県津市一志町日置 46 番地 | 株式会社セントレア | 令和 5 年 6 月 30 日 | 訪問介護 |
| 2472801063 | ショートステイかりん | 三重県度会郡度会町田間字前山 319 番 18 | 社会福祉法人吉清会 | 令和 5 年 6 月 30 日 | 短期入所生活介護 |

三重県告示第 444 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 7 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------------|--------------------|-----------|-----------------|--------------|
| 2472400254 | 指定短期入所生活介護事業所 瑞晃苑 | 三重県津市美里町五百野 1617-2 | 社会福祉法人ライト | 令和 2 年 3 月 31 日 | 介護予防短期入所生活介護 |

三重県告示第 445 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 5 年 7 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 事業所番号 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日 |
|------------|----------------------|------------------------|---------------------|----------------------------|----------------------------|----------------|
| 2450501057 | 特定非営利活動法人津学童保育総合センター | 三重県津市香良洲町 3762 番地 5 | スカイ 3 | 津市本町 18-1 | 児童発達支援、放課後等デイサービス | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2450501065 | 社会福祉法人サザンコート | 三重県津市鳥居町 167 番地 8 | アルブル | 津市鳥居町 167 番地 8 サザンコート南館 1F | 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2450700550 | 株式会社 M J P | 三重県松阪市駅部田町 425 番地 2 | 児童発達支援・放課後等デイサービスはれ | 松阪市駅部田町 425 番地 2 | 児童発達支援、放課後等デイサービス | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2452700145 | 株式会社 S e e d | 三重県多気郡大台町佐原 648 番地 9 | 放課後等デイサービスあにゅん | 多気郡大台町弥起井 476 番地 2 | 児童発達支援 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2451300236 | 一般社団法人楽縁 | 三重県名張市桔梗が丘二番町三街区 27 番地 | みちしるべ | 名張市桔梗が丘 2 番町 7 街区 25 | 放課後等デイサービス | 令和 5 年 7 月 1 日 |

三重県告示第 446 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 7 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 事業所番号 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日 |
|------------|------------|----------------------|--------|----------------|----------------------------|-----------------|
| 2450500646 | 有限会社サザンコート | 三重県津市観音寺町 429 番地の 12 | アルブル | 津市鳥居町 167 番地 8 | 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 | 令和 5 年 6 月 30 日 |

三重県告示第 447 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 7 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 事業所番号 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------|--------------------|-------------------------------------|--------------------|--------------------------------|-----------------|----------------|
| 2410503326 | 社会福祉法人サザンコート | 三重県津市鳥居町 167 番地の 8 | 訪問介護事業所サザンコート | 津市鳥居町 167 番地の 8 サザンコート南館 1F | 居宅介護、重度訪問介護 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2411200823 | 株式会社ADVANCE FRENCH | 京都府京都市伏見区東大文字町 1066 番地 7 | 訪問介護 和伊賀営業所 | 伊賀市上野徳居町 3280 リパルティール伊賀 301 号室 | 居宅介護、重度訪問介護 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2410702043 | 合同会社ひばり | 三重県松阪市上川町 3732 番地 108 サンハイツイトウ A202 | ヘルパーステーションひばり | 松阪市久保町 1379-53 | 同行援護 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2411200807 | 株式会社ナーシングケアセンター | 三重県伊賀市四十九町 1784 番地の 25 | 訪問介護ステーションとんとん | 伊賀市四十九町 1784 番地の 25 | 同行援護 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2410301887 | 株式会社土屋 | 岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階 | アクティブブレイス土屋三重 | 鈴鹿市下箕田二丁目 16 番 20 号 | 生活介護 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2410503318 | 社会福祉法人サザンコート | 三重県津市鳥居町 167 番地 8 | オリーブ | 津市鳥居町 167 番地 8 サザンコート南館 1F | 生活介護、就労継続支援 B 型 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2412720571 | 特定非営利活動法人ピアコード | 三重県多気郡明和町大字明星 2141 番地 3 | いそっぷ | 多気郡明和町大字有爾中 1428 番地 4 | 生活介護、就労継続支援 B 型 | 令和 5 年 6 月 1 日 |
| 2410101246 | 一般社団法人ブルースター | 三重県桑名市大字東方 1166 番地 2 | 陽だまりハウス | 桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2305 番地 | 短期入所 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2410301879 | 社会福祉法人けやき福祉会 | 三重県鈴鹿市石薬師町字寺東 452 番地 68 | 障がい者短期入所センター鈴鹿けやき苑 | 鈴鹿市石薬師町字寺東 452 番地 68 | 短期入所 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2410101238 | 奏合同会社 | 三重県桑名市大字大福 681 番地 1 | どんぐり | 桑名市萱町 51 | 就労継続支援 B 型 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2420100931 | 一般社団法人ブルースター | 三重県桑名市大字東方 1166 番地 2 | 陽だまりハウス | 桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2305 番地 | 共同生活援助 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 2420502953 | 株式会社紳 | 三重県鈴鹿市長太旭町二丁目 8 番地 14 号 | 結ほーむ 白塚 | 津市白塚町 1080-125 | 共同生活援助 | 令和 5 年 7 月 1 日 |

三重県告示第 448 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 7 月 21 日

三重県知事 一見勝之

| 事業所番号 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------|------------|---------------------|---------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|
| 2410501262 | 有限会社サザンコート | 三重県津市観音寺町 429 番地 12 | 訪問介護事業所サザンコート | 津市鳥居町 167 番地の 8 サザンコート南館 1F | 居宅介護、重度訪問介護 | 令和 5 年 6 月 30 日 |
| 2410502682 | 有限会社サザンコート | 三重津市観音寺町 429 番地 12 | オリーブ | 津市鳥居町 167 番地 8 サザンコート南館 1 階 | 生活介護、就労継続支援 B 型 | 令和 5 年 6 月 30 日 |
| 2420501757 | 社会福祉法人喜楽里 | 津市榊原町字中上 4621 番地 | えんぴつはうす | 津市榊原町字中上 4576-4 | 共同生活援助 | 令和 5 年 6 月 30 日 |
| 2420701852 | 社会福祉法人喜楽里 | 津市榊原町字中上 4621 番地 | えのぐはうす | 松阪市嬉野須賀町字北浦 1632 番地 | 共同生活援助 | 令和 5 年 6 月 30 日 |

三重県告示第 449 号

漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定（平成 25 年三重県告示第 648 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 5 年 7 月 21 日

三重県知事 一見勝之

のり等養殖業の表中

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 特定のり松阪第一加入区 | 松阪漁業協同組合のうち大口、西黒部、松名瀬及び東黒部の地区 |
| 特定のり下御糸加入区 | 伊勢湾漁業協同組合のうち下御糸の地区 |

を

| | |
|----------------|---------------------------------------|
| 特定のり大口加入区 | 松阪漁業協同組合のうち大口の地区 |
| 特定のり西黒部加入区 | 松阪漁業協同組合のうち西黒部の地区 |
| 特定のり松名瀬加入区 | 松阪漁業協同組合のうち松名瀬の地区 |
| 特定のり東黒部・下御糸加入区 | 松阪漁業協同組合のうち東黒部の地区及び伊勢湾漁業協同組合のうち下御糸の地区 |

に改める。

三重県告示第 450 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 7 月 21 日

三重県知事 一見勝之

第 1

1 道路の種類 県道

2 路線名 奈良名張線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 名張市薦生字庄田 389 番 2 地先から 名張市薦生字庄田 455 番 2 地先まで | 旧 | 9.5~22.4 | 75.0 |
| | 新 | 7.8~14.1 | 75.0 |

第 2

1 道路の種類 県道

2 路線名 上笠間八幡名張線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 名張市薦生字庄田 389 番 2 地先から 名張市薦生字庄田 455 番 2 地先まで | 旧 | 9.5~22.4 | 75.0 |
| | 新 | 7.8~14.1 | 75.0 |

三重県告示第 451 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 7 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|----------------|--|-----------------|
| 県道 亀山城跡線 | 亀山市東町一丁目 892 番 1 地先から 亀山市東町一丁目 895 番地先まで | 令和 5 年 7 月 21 日 |
| 県道 奈良名張線 | 名張市薦生字崎切 13 番 3 地先から 名張市薦生字崎切 11 番 1 地先まで | 令和 5 年 8 月 4 日 |
| 県道 上笠間八幡名張線 | 名張市薦生字崎切 13 番 3 地先から 名張市薦生字崎切 39 番 1 地先まで | 令和 5 年 8 月 4 日 |

公安委告示

三重県公安委員会告示第 26 号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 8 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 7 月 21 日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

1 特定抗争指定暴力団等

令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 2 に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

2 変更事項

変更前 主たる事務所の所在地 兵庫県神戸市中央区二宮町 3 丁目 10 番 7 号

変更後 主たる事務所の所在地 兵庫県加古郡稲美町中村字池之跡 1379 番地 10

三重県公安委員会告示第 27 号

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和 5 年 7 月 21 日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

| | 審査種別 | 審査実施日 | 申請受付期間 |
|----|--------------------|--------------|--|
| 1 | 大型自動車免許 | 令和5年9月6日(水) | 令和5年8月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 2 | 中型自動車免許 | 令和5年8月31日(木) | 令和5年8月7日(月)から同月10日(木)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 3 | 準中型自動車免許 | 令和5年8月30日(水) | 令和5年8月7日(月)から同月10日(木)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 4 | 普通自動車免許 | 令和5年8月23日(水) | 令和5年7月31日(月)から同年8月4日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 5 | 大型特殊自動車免許 | 令和5年9月7日(木) | 令和5年8月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 6 | 大型自動二輪車免許 | 令和5年9月5日(火) | 令和5年8月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 7 | 普通自動二輪車免許 | 令和5年8月24日(木) | 令和5年7月31日(月)から同年8月4日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 8 | ^{けん} 牽引免許 | 令和5年9月7日(木) | 令和5年8月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 9 | 大型自動車第二種免許 | 令和5年8月22日(火) | 令和5年7月31日(月)から同年8月4日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 10 | 中型自動車第二種免許 | 令和5年8月22日(火) | 令和5年7月31日(月)から同年8月4日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 11 | 普通自動車第二種免許 | 令和5年8月22日(火) | 令和5年7月31日(月)から同年8月4日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |

(2) 教習指導員審査

| | 審査種別 | 審査実施日 | 申請受付期間 |
|----|------------|--------------|--|
| 1 | 大型自動車免許 | 令和5年9月6日(水) | 令和5年8月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 2 | 中型自動車免許 | 令和5年8月31日(木) | 令和5年8月7日(月)から同月10日(木)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 3 | 準中型自動車免許 | 令和5年8月30日(水) | 令和5年8月7日(月)から同月10日(木)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 4 | 普通自動車免許 | 令和5年8月23日(水) | 令和5年7月31日(月)から同年8月4日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 5 | 大型特殊自動車免許 | 令和5年9月7日(木) | 令和5年8月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 6 | 大型自動二輪車免許 | 令和5年9月5日(火) | 令和5年8月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 7 | 普通自動二輪車免許 | 令和5年8月24日(木) | 令和5年7月31日(月)から同年8月4日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 8 | 牽引免許 | 令和5年9月7日(木) | 令和5年8月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 9 | 大型自動車第二種免許 | 令和5年8月22日(火) | 令和5年7月31日(月)から同年8月4日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 10 | 中型自動車第二種免許 | 令和5年8月22日(火) | 令和5年7月31日(月)から同年8月4日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |
| 11 | 普通自動車第二種免許 | 令和5年8月22日(火) | 令和5年7月31日(月)から同年8月4日(金)までの午前9時から午後5時までの間 |

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地

三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課

3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係（電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

| |
|-----|
| 公 告 |
|-----|

三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）第 13 条の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」といいます。）を作成しましたので、同条例第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、準備書及び要約書を縦覧に供します。

また、同条例第 16 条第 1 項の規定により準備書説明会を開催しますので、同条第 2 項において準用する同条例第 6 条の 2 第 2 項の規定により併せて公告します。

令和 5 年 7 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 事業者の所在地及び名称

三重県津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 一見 勝之

2 事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 木曾岬干拓地整備事業（第 2 期）

(2) 種類 宅地その他の用地の造成事業

(3) 規模 約 66.4 ヘクタール

3 事業実施区域

三重県桑名郡木曾岬町

4 準備書関係地域の範囲（事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域）

三重県桑名郡木曾岬町及び桑名市並びに愛知県弥富市

5 縦覧の場所

三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課

三重県桑名地域防災総合事務所地域調整防災室

木曾岬町役場総務政策課

桑名市役所市民環境部環境対策課

弥富市役所市民生活部環境課

6 縦覧の期間

令和 5 年 7 月 21 日（金）から同年 9 月 4 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 その他

準備書は、三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課のホームページで公開しています。

ホームページアドレス：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci600014674.htm>

8 意見書の提出について

環境の保全からの意見を、書面（郵送可）又はメールにより提出することができます。

(1) 提出期限

令和 5 年 9 月 4 日（月）

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課 メールアドレス：shigen@pref.mie.lg.jp

(3) 意見書に必要な事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載するものとします。

イ 意見書の対象である準備書の名称を記載するものとします。

ウ 意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。

9 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 令和5年8月2日(水) 午後7時から午後8時まで
場所 三重県桑名庁舎 3階第1会議室 (三重県桑名市中央町5-71)
- (2) 日時 令和5年8月3日(木) 午後7時から午後8時まで
場所 木曾岬町役場 4階防災多目的室 (三重県桑名郡木曾岬町西対海地251)
- (3) 日時 令和5年8月4日(金) 午後7時から午後8時まで
場所 弥富市南部コミュニティセンター 研修室 (愛知県弥富市稲狐町151)

説明会の資料及び当日ご覧いただく画像(音声付き)は、準備が出来次第、三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課のホームページで公開します。

ホームページアドレス：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci600014674.htm>

やむを得ない事情により説明会を延期する場合には、県及び関係市町のホームページに掲載いたします。

10 問合せ先

不明な点については、三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課 桑名市駐在 (TEL:0594-24-3709) へ問い合わせてください。

次のとおり三重県営鈴鹿スポーツガーデン(愛称:三重交通G スポーツの杜 鈴鹿)(以下「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」といいます。)及び三重県営総合競技場(愛称:三重交通G スポーツの杜 伊勢)(以下「三重交通G スポーツの杜 伊勢」といいます。)に係る指定管理者を募集します。

令和5年7月21日

三重県知事 一見勝之

1 施設の概要

- (1) 名称
 - ア 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿
 - イ 三重交通G スポーツの杜 伊勢
- (2) 所在地
 - ア 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 三重県鈴鹿市御薊町1669番地
 - イ 三重交通G スポーツの杜 伊勢 三重県伊勢市宇治館町510番地
- (3) 規模等
 - ア 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿
 - 開設 平成4年10月
 - 敷地面積 391,000 m²
 - 延床面積 33,964 m²
 - イ 三重交通G スポーツの杜 伊勢
 - 開設 昭和39年4月
 - 敷地面積 185,426 m² (五十鈴公園全体)
 - 延床面積 27,672 m²

2 指定期間(予定)

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の事業の実施に関する業務
- (2) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の施設等の利用の許可等に関する業務
- (3) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の利用料金の收受等に関する業務
- (4) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

- (1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で、令和5年7月21日（金）から同月31日（月）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日は除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）配布します。

なお、郵送を希望する場合には、着払いの小包で発送しますので、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7の場所宛てに令和5年7月26日（水）午後5時必着でお申し込みください。また、県ホームページからもダウンロードすることができます。

(3) 現地説明会

三重交通G スポーツの杜 鈴鹿は、令和5年8月3日（木）午後2時から、三重交通G スポーツの杜 伊勢は、令和5年8月8日（火）午後2時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、令和5年9月4日（月）から同月8日（金）までの間に持参し、又は郵送してください。

なお、持参の場合は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和5年9月8日（金）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会で申請者の審査を行い、指定管理候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課総務企画班 担当 杉本、東海

電話 059-224-2985

ファクシミリ 059-224-3022

電子メール sports@pref.mie.lg.jp

次のとおり三重県営松阪野球場（愛称：ドリームオーシャンスタジアム）（以下「ドリームオーシャンスタジアム」といいます。）に係る指定管理者を募集します。

令和5年7月21日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施設の概要

(1) 名称

ドリームオーシャンスタジアム

(2) 所在地

三重県松阪市立野町 1370 番地

(3) 規模等

開設 昭和50年8月

敷地面積 25,182 m²

延床面積 1,150 m²

2 指定期間（予定）

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) ドリームオーシャンスタジアムの施設等の利用の許可等に関する業務

(2) ドリームオーシャンスタジアムの利用料金の収受等に関する業務

(3) ドリームオーシャンスタジアムの施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(4) ドリームオーシャンスタジアムの管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集

要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で、令和5年7月21日（金）から同月31日（月）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日は除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）配布します。

なお、郵送を希望する場合には、着払いの小包で発送しますので、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7の場所宛てに令和5年7月26日（水）午後5時必着でお申し込みください。また、県ホームページからもダウンロードすることができます。

(3) 現地説明会

令和5年8月10日（木）午後2時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、令和5年9月4日（月）から同月8日（金）までの間に持参し、又は郵送してください。

なお、持参の場合は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和5年9月8日（金）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会で申請者の審査を行い、指定管理候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課総務企画班 担当 杉本、東海

電話 059-224-2985

ファクシミリ 059-224-3022

電子メール sports@pref.mie.lg.jp

次のとおり三重県営ライフル射撃場に係る指定管理者を募集します。

令和5年7月21日

三重県知事 一見勝之

1 施設の概要

(1) 名称

三重県営ライフル射撃場

(2) 所在地

三重県津市中村町字国主谷

(3) 規模等

開設 昭和48年5月

敷地面積 21,055 m²

延床面積 1,347 m²

2 指定期間（予定）

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 三重県営ライフル射撃場（以下「射撃場」といいます。）の施設等の利用の許可等に関する業務

(2) 射撃場の利用料金の收受等に関する業務

(3) 射撃場の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(4) 射撃場の管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で、令和5年7月21日（金）から同月31日（月）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年

三重県条例第2号)第1条に規定する休日は除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除きます。)配布します。

なお、郵送を希望する場合には、着払いの小包で発送しますので、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7の場所宛てに令和5年7月26日(水)午後5時必着でお申し込みください。また、県ホームページからもダウンロードすることができます。

(3) 現地説明会

令和5年8月7日(月)午後2時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、令和5年9月4日(月)から同月8日(金)までの間に持参し、又は郵送してください。

なお、持参の場合は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除きます。)とし、郵送の場合は書留郵便で令和5年9月8日(金)午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会で申請者の審査を行い、指定管理候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課総務企画班 担当 杉本、東海

電話 059-224-2985

ファクシミリ 059-224-3022

電子メール sports@pref.mie.lg.jp

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和5年7月21日

三重県知事 一見勝之

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------|---------------------------------|--|
| 令和5年 7月6日 | 三重郡川越町大字当新田字出口188-1 | 桑名市大字江場924-1 平野 義一 |
| 令和5年 7月7日 | いなべ市員弁町上笠田字山垣内1964-3の一部ほか 7筆 | 四日市市笹川1丁目186 太洋不動産四日市株式会社 代表取締役 高橋 茂 |

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和5年7月21日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

飛込用移動型表示盤 1式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和6年3月29日(金)

(4) 納入場所

三重県鈴鹿市御薊町1669番地

三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(県営鈴鹿スポーツガーデン)水泳場

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年8月23日（水）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。(2)及び(3)は、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書を提出（FAX可）してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携・交通部地域連携・交通総務課予算経理班 担当 境
電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課総務企画班 担当 松岡、中島
電話 059-224-2985 ファクシミリ 059-224-3022

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和5年9月1日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年8月25日（金）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年8月25日（金）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年9月1日（金）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年9月1日（金）14時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県地域連携・交通部地域連携・交通総務課予算経理班

案件名 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場飛込用移動型表示盤更新

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年9月1日（金）14時05分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部地域連携・交通総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Mobile Electronic Display Board for Diving

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, September 1, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Friday, September 1, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:05 P.M. on Friday, September 1, 2023.

(4) Managing Authority:

Regional Relations and Transport General Affairs Division, Department of Regional Relations and Transport, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2717

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
